

令和6年度伊丹市立児童くらぶ入所申し込みについて

伊丹市立児童くらぶは、保護者の就労、病気その他の理由により、昼間家庭において適切な保育を受けられない児童を保育することを目的に、各小学校敷地内施設等を利用して開設しています。

入所要件 (1) 伊丹市内に住所を有していること。 (2) 小学校等に在籍する児童であること。 (3) 保護者の就労、疾病等の理由により、月曜日から土曜日までの間に、週3日以上 かつ午後3時以降まで、児童が家庭で適切な保育を受けられないこと。

入所希望日	令和6年4月からの入所を希望される方			
受付対象	現在児童くらぶに入所している児童	新1年生及び現在伊丹市立児童くらぶに入所していない児童	令和5年11月23日(木)以降に伊丹市に転入してきた方	令和5年11月23日(木)以降に新たに児童くらぶの入所要件を満たした方
受付期間	令和5年10月16日(月)～令和5年11月22日(水)		令和5年12月18日(月)～令和6年2月13日(火)	
郵送受付期間	令和5年10月16日(月)～令和5年11月15日(水)消印有効 ※1		令和5年12月18日(月)～令和6年2月5日(月)消印有効 ※2	
受付場所	各児童くらぶ	伊丹市役所 子育て支援課(市役所:2階) 【月曜日～金曜日】9時00分～17時30分 ※ 土曜日・日曜日・祝日は、受付は行いません。		

【郵送による提出の注意事項】

※1 11月16日以降の消印については、5月入所申請として取り扱います。

※2 2月6日以降の消印については、5月入所申請として取り扱います。

入所希望日	夏休み期間のみ(7月～8月)の入所を希望される方	年度途中からの入所を希望される方
受付対象	全学年児童	
受付期間	令和6年4月1日(月)～令和6年5月31日(金)	入所前々月の月末 (土・日曜日・祝日の場合は、翌開庁日)
郵送受付期間	令和6年4月1日(月)～令和6年5月25日(土)消印有効	入所前々月の25日消印有効
受付場所	伊丹市役所 子育て支援課(市役所:2階) 【月曜日～金曜日】9時00分～17時30分 ※ 土曜日・日曜日・祝日は、受付は行いません。	

【注意】

- 申請書類が揃っていない場合は、受付できません。
- 受付日は、書類が整った時点となります。
- 押印等が不備な場合は来庁していただくこととなりますので、記入例をよくご覧いただき、記入漏れのないようにお願いします。
- **消えるボールペン**等で記入した場合は、書き直しが必要となります。

伊丹市立児童くらぶ入所申請書類

受付期間内に以下の書類を揃えて原本をご提出ください。提出する書類は、
 (別紙I) 伊丹市立児童くらぶ入所申請書類チェックシートを参考にしてください。

- ① 伊丹市立児童くらぶ入所許可申請書等
 (申請書と併せて以下の書類をご準備ください。)
- ② 児童状況表 (※障害者手帳「あり」又は特別支援学級「あり」を記入した場合、
 ⑦支援を要する児童用の児童状況表も記入してください。)
- ③ 適切な保育を受けられないことを証明する書類(就労の場合は、就労証明書)
 ※ 就労等の状況によって必要書類が変わりますので、下記をご参照ください。

	事由	必要書類
就 労 し て い る	常勤・非常勤で就労している人	[就労証明書] ※保護者記入欄以外は、勤務先の担当者が記入。
	自営業の人	[就労証明書] ⇒ ご自身で記入。 ※ [開業届] または [確定申告書] の写しを添付してください。
就 労 し て い な い	就学中の人	[在学証明書] ※ [授業のカリキュラム] の写しを添付してください。
	妊娠・出産 【産前6週間前から産後8週間後までの間】	予定日もしくは分娩日のわかるもの ※ [母子健康手帳(名前のわかる部分と出産予定日の記載がある部分)] の写しまたは [妊娠証明書] を添付してください。
	病気や心身に障がいがある人	児童を放課後等に保育することが困難な事由が記載されているもの ※ [診断書(児童くらぶ用)] を添付してください。
	病人や心身に障がいがある人を 介護・看護している人	[介護・看護・付添状況申告書] ※ [診断書(児童くらぶ用)] を添付してください。
	きょうだいの付添が必要な人	[介護・看護・付添状況申告書] ※ [診断書(児童くらぶ用)] を添付してください。

● 児童くらぶ育成料の算定資料の添付書類

- ・ 令和5年度市民税・県民税課税証明書
 ※ 令和5年1月1日現在、伊丹市に住民票がある人は不要です。1月1日に伊丹市に住民票がない方は、必ず転入前のお住いの令和5年度市民税・県民税課税証明書をご提出ください。
- ・ 生活保護受給証明書

- ④ 伊丹市立児童くらぶ確認書
- ⑤ 伊丹市立児童くらぶ育成料口座振替依頼書
- ⑥ 伊丹市立児童くらぶ育成料口座振替確認書

※ ⑤及び⑥の書類は、以前児童くらぶに入所された方で、口座の変更がない方は提出不要です。

【取扱い金融機関は以下の9行です。】

三菱UFJ銀行	三井住友銀行	みずほ銀行	池田泉州銀行	徳島大正銀行
但馬銀行	みなど銀行	尼崎信用金庫	兵庫六甲農業協同組合	

【郵送申請の注意点】

1. 郵送する前に再度、申請書類に記入漏れがないか確認してください。
 (新規で申請する場合) ※年度途中で退所された方は、新規申請になります。
- ①～⑥の書類

(継続で申請する場合)

- ①～④の書類
2. 郵送にて申請された書類に不備があった場合、市役所に来庁し、修正していただく場合があります。期日までに来庁されない場合は、書類不備により入所できない場合がありますのでご注意ください。